

農村滞在型余暇活動機能整備計画書
(市町村計画)

令和6年3月
江別地区

北海道江別市

第1 基本的な考え方

江別市における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、農用地の有効利用を中心課題としつつ、農業の総合的な振興を図る観点から、積極的に推進を図るものとする。

このため、地域に賦存する美しい自然、伝統文化や多様な農業生産活動を活かした農村滞在型余暇活動の円滑な推進を通じて、地域の農業の振興及び農村の活性化を総合的に図っていくものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 整備地区の区域

整備地区は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項により指定された江別農業振興地域の全ての区域をその範囲とする。

■整備地区の区域

整備地区の区域		うち都市計画法第7条の規定による市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）
1	美原・篠津・八幡・中島	左記の区域と同じ
2	豊幌	
3	上江別・江別太・東野幌・西野幌	
4	元野幌・角山・大麻	

当整備地区は、野幌丘陵を取り囲む平地からなる地域で、森林、河川、農用地等が多様で豊かな自然形態を有しており、かつ、これらが良好に保全され美しい農村景観が形成されている。

なお、この区域の全部は、都市計画法第7条第3項に基づき指定された「市街化調整区域」であるため、市街化を抑制すべき区域であるが、当該市街化調整区域では専門的に農業が営まれており、施設の整備により市街化を促進する恐れがないことや、隣接する市街化区域に居住する住民の農業・農村に対する理解促進に向けて果たす役割が大きいことから、市街化調整区域における整備計画を定めるものとする。

2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の現況

ア 土地利用の現況

本地区における土地利用について、都市部の人口増加に伴う市街化区

域の拡大による農用地面積の減少は落ち着いたが、農家住宅や農業用施設の整備等に関連した農地転用により農業用施設用地は微増傾向にある。

単位:ha

農地及び採草放牧地	農業用施設用地	原野・山林	その他（雑種地・用水路含む）	合計
8,442	147	896	4,602	14,087

注)1 全域が市街化調整区域である。

2 資料:江別農業振興地域整備計画書(令和3年12月1日現在)

イ 農業の現況

本地区の農業は、水稻と酪農を中心に、小麦や大豆をはじめとする畑作物、肉用牛、露地野菜や施設園芸等のほか、鶏卵など多様な品目が生産されている。

地域の特産品である春まき小麦「ハルユタカ」は、初冬まき栽培技術の確立と市内製粉・製麺会社との連携により「江別小麦めん」が開発され、販売・消費まで地域が一体として取り組んだ結果、江別ブランドとなるまで成長し、「麦の里えべつ」として市内外から認知されるに至った。肉用牛の「えぞ但馬牛」も地元ブランドとして定着しており、直売イベントでの人気も高い。

また、道内有数の作付面積を誇るブロッコリーやレタスをはじめとする野菜の栽培も盛んであり、市内の農産物直売所には、地元市街地の住民はもとより、札幌圏の都市住民が新鮮な野菜を買い求めて訪れており、生産者の所得向上に寄与している。

しかし、一方では、多様な生産活動を支える農業労働力の確保が課題となっており、また、人口減少に伴う国内市場の縮小や、世界的な食料情勢の変化による供給量の減少や価格高騰などの食料安全保障上のリスクの高まりなど、農業の現状を危惧する声も依然として多い。

農家数（戸）			農地面積（ha）				
販売農家	自給的農家	計	田	畑	樹園地	その他	計
304	31	335	4,983	3,170	0	289	8,442

注)資料:2020年農林業センサス、江別農業振興地域整備計画書(令和3年12月1日現在)

主 要 作 目 (ha・頭・羽)							
水稻	小麦	馬鈴しょ	大豆	小豆	てんさい	野菜	花き
857	1,568	61	548	143	127	455.1	1.7
サイレージ用 とうもろこし		牧草	乳用牛	肉用牛	鶏		
300		1,280	4,490	743	22,497		

注)資料:江別市の農業(令和5年3月31日発行)

ウ 都市と農村の交流及び体験・観光施設等の現況

本地区では、貸し農園、直売所、農産物加工施設、いちご狩りなどの観光農園や農作業体験などのできる施設が多く運営されているほか、北海道の「ふれあいファーム※¹」に13か所が登録され、都市と農村の交流拠点としての役割を果たしている。

また、こうした個々の施設を結びつけることにより、効果的に交流活動を推進することを目的として、2005（平成17）年5月に設立された江別市「まち」と「むら」の交流推進協議会では、市民をはじめとする都市住民と生産者との顔の見える交流活動を行っている。

農産物直売所への来客数も増加傾向にあり、2019（令和元）年度以降においても、農家レストラン2件、直売所（酪農）1件が営業を開始しており、今後もグリーン・ツーリズム関連施設の整備が期待される。

このほか、市では、2017（平成29）年度に、都市と農村の交流センター（えみくる）を開設し、地域イベントなどを通じた江別の食と農の魅力の発信により、農村地区と都市部との交流の活性化を推進している。

※1 都市と農村の交流に意欲的な農業者の農場を対象とした北海道の登録制度。

北海道のホームページで紹介されているほか、パンフレットやシンボルプレートを活用したPRが行われている。

■体験・観光施設等の状況

体験農園	体験・交流施設	スポーツ・レクリエーション施設	観光施設	宿泊施設	その他
貸し農園5か所 観光農園2か所 農作業体験1か所 ふれあいファーム11か所	農産加工体験施設2か所	パークゴルフ場1か所	体験観光1か所	なし	農産物直売所14か所 農家レストラン6か所

注)市街化調整区域内の施設を表掲

注)9ページ(農作業体験施設等の現況図)参照

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

各地区の農業生産活動や賦存する美しい自然景観、伝統文化等多様な諸資源を活かし、都市住民等に対して農作業、加工等の農業体験や農村文化・生活の体験等の余暇活動の場を提供する。また、農産物の販路拡大や農家の就業の場の確保を図り、農業の振興と農村の活性化を推進する。

このため、農村余暇活動に資するための機能の整備は、以下のように進めることとする。

ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動を行

うのにふさわしい良好な農村景観の形成を図る。

- イ 都市住民等に農業・農村に対する理解を深めてもらうとともに、多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業を取り巻く地域に賦存する自然、文化等の多様な資源を総合的に利用し、地域の特性を最大限に活用する。
- ウ その整備が、農業生産の振興又は農産加工品の開発・販売促進等、地区の農業や関連産業の振興に資するものとし、農業所得の向上や就業機会の確保を図り、地域の活性化を進める。
- エ 整備を進めるに当たって、地区の農業者等と調整の上、関係法令の適切な運用等により秩序ある土地利用及び施設等の整備を促進する。
- オ 地区住民の合意の下に、創意工夫と主体的な取組による整備を促進する。
- カ 施設等の利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導を行うインストラクターや施設の運営等を行う人材の育成を図る。特に女性・高齢者の能力を発揮できる環境や機会づくりにも配慮する。
- キ 地域の関係者の組織化を図り、地域全体として美しい景観づくり、合理的な土地利用、施設間の連携等による施設の合理的かつ効果的な運営、ホスピタリティの向上、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を促進する。

3 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農地その他の農業資源の有する農産物の生産、国土の保全、公衆の保健休養の場等の多面的な機能が十分発揮されるようにし、農用地、農業施設用地、農家の住宅用地、林地、水辺地等について地域に固有の農村景観に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図るとともに、農作業体験等の余暇活動の場を確保することにより、整備地区を訪れる人々に快適な環境を提供することができる地域となるよう、土地利用の調整に努める。

(2) 土地利用の方針

ア 良好な農村の景観の維持・形成

- (ア) 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、景観形成作物の栽培、農道の環境整備を図ることにより良好な農村景観の維持・形成に努める。
- (イ) 農業施設用地については、騒音、悪臭等により周囲の環境を悪化させないように配慮する。
- (ウ) 農家の住宅用地においては、花壇の造成や生垣の植栽等により周囲

の農村景観との調和を図るなど、良好な農村景観の維持・形成に努める。

(エ) 林地については、市域の10%を占める野幌原始林の保全、防風林の整備や屋敷林の保全等を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

(オ) 水辺地については、良好な農村景観を確保するために中津湖、越後沼、旧石狩川の保全、周囲の環境との調和に配慮した農業用排水路の維持管理を図ることにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用

(ア) 農村滞在型余暇活動を提供するために継続的に農作業の体験の用に供することが必要な農用地等として、観光農園又は貸し農園（以下「体験農用地」という。）を設ける。

(イ) 体験農用地については、農作業体験の用に供するため、農用地等として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、花木の植栽などにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

(3) 土地利用に関する協定の活用

地域住民の合意のもとに農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能の増進を図るため、整備地区において土地の利用に関する協定の活用を図る。協定においては、農用地の保全及び利用に関する事項を定めるとともに、農用地その他の農業資源の保健機能の増進に関する事項を定める。

4 農作業体験施設等の整備に関する事項

本地区における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るため、交流の基盤となる施設等の整備を進めることとし、野菜などのもぎ取り農園等の体験農園、直売施設や加工体験施設の整備を進めるほか、農業に対する理解の促進を図るため、都市住民が滞在するための農家民宿、バンガロー等の宿泊施設を整備する（農作業体験施設等の整備計画については別表のとおり）。

なお、整備地区は市街化調整区域であることから、都市計画との調整や地元商工業関係者との合意を図りながら、周辺における市街化を促進するおそれがない必要最小限のものとする。

5 その他の農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 江別市「まち」と「むら」の交流推進協議会が行う、PR活動やイベントの開催を支援するとともに、サービス水準の向上、人材の育成等について連携した活動を展開する。

(2) 農産物直売所、農家レストラン、ファームイン等へ供給する農作物や食

材について、施設の運営者と生産者組織による利用供給協定の締結を推進し、地域農産物の利用、販売の促進とその安定供給を図る。

第3 その他必要な事項

1 普及宣伝活動の推進

四季を通じて入込客の確保を図るため、イベント等の企画を効果的に行うとともに、インターネットを利用しての情報発信やマスコミ、交通会社、旅行会社、学校、消費者団体等へ働きかけを行い、誘客のための活動を積極的に展開する。

2 都市住民との提携交流の推進

入込客の安定的な確保を図るため、各種交流事業との連携を一層推進するとともに、消費者団体等との提携も進め交流を促進する。

3 他の市町村との連携活動の推進

他の市町村と連携し、都市住民への宣伝普及、誘客、行事等の実施や情報交換等を行い、入込客の増大に努める。

4 支援体制の整備

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業改良普及センター、大学関係者、消費者協会、商工業者及び農業関係者等で構成する江別市「まち」と「むら」の交流推進協議会及び江別市食育推進協議会などの各関係機関と連携して、農村滞在型余暇活動機能の整備と円滑な推進を図るために必要な指導・助言を行う。

5 交流人口数等の具体的な達成目標

■達成目標：グリーン・ツーリズム交流人口の増大

指 標	現 況 2022年度 (令和4年度)	目 標 2028年度
体験施設及び宿泊施設、 販売施設等の利用者数	622,025人	680,000人 (増加率109%)

6 都市と農村の交流の担い手となる人材の確保及び育成に関する事項

持続的な都市と農村の交流活動を推進するため、女性農業者や高齢者及び市民ボランティア等幅広く交流の担い手となる人材を確保するとともに、江別市「まち」と「むら」の交流推進協議会及び江別市食育推進協議会と連携して、各種研修会等

を開催し、担い手の人材育成に努める。

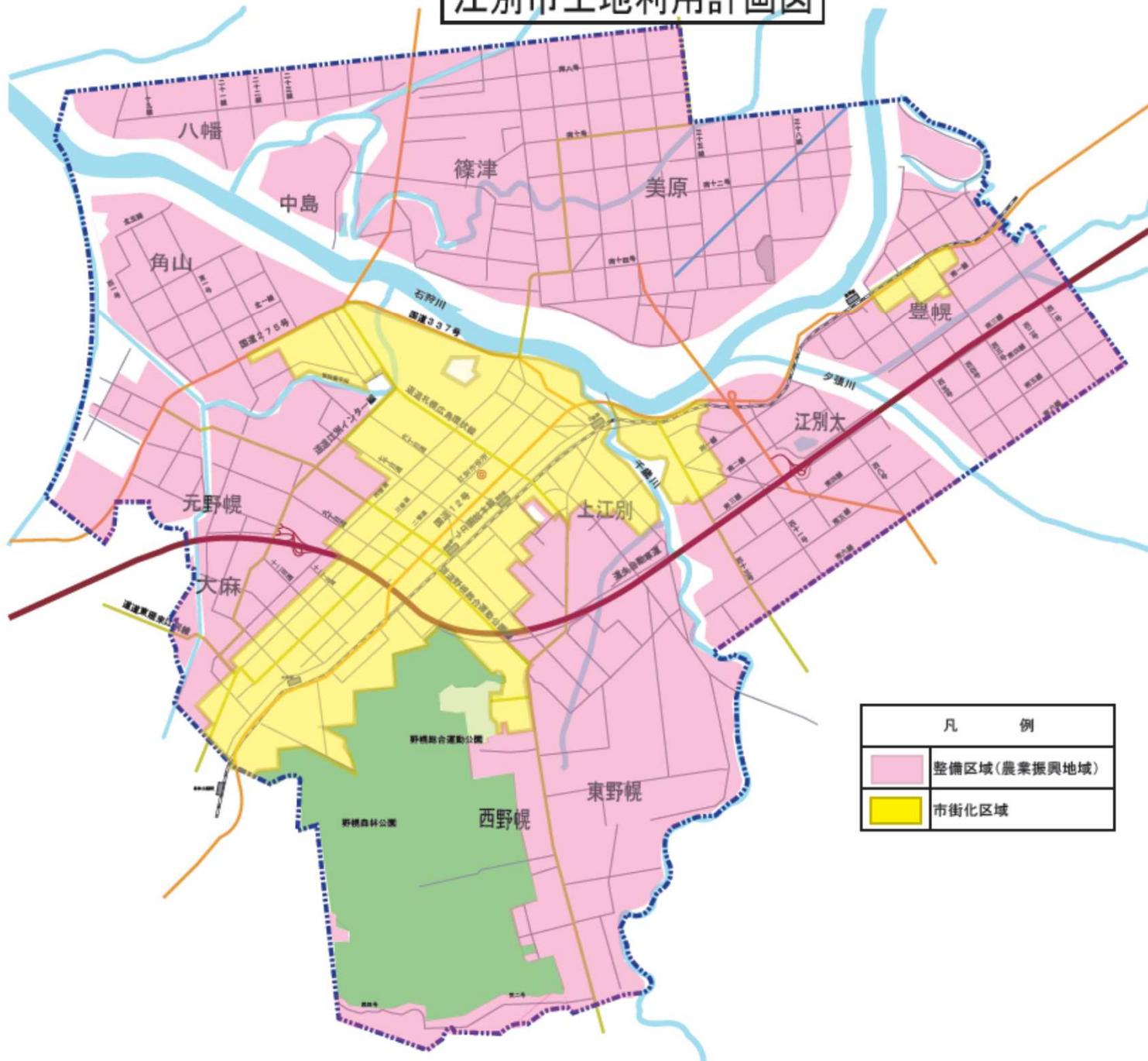
<別表>

■農作業体験施設等の整備計画

施設の種類	位置(設置場所)	規模	機能	事業主体
農作業体験施設	篠津、西野幌、角山、東野幌	6か所	貸し農園、観光農園	農業者、 農業法人 又は農業 者団体
教養文化施設	篠津、西野幌、角山	3棟	地場産農畜産物の加工体験	
休養施設	篠津、西野幌、角山大麻、元野幌	6か所	休憩所、あずまや	
集会施設	角山	1棟	研修所、集会場	
宿泊施設	西野幌、元野幌	2棟	農家民宿、バンガロー、キャンプ	
販売施設	篠津、西野幌、角山、大麻	7棟	農畜産物直売所、農家レストラン、加工品販売所	

- 附図 1 土地利用計画図
 2 農作業体験施設等の現況図
 3 農作業体験施設等の整備計画図

江別市土地利用計画図

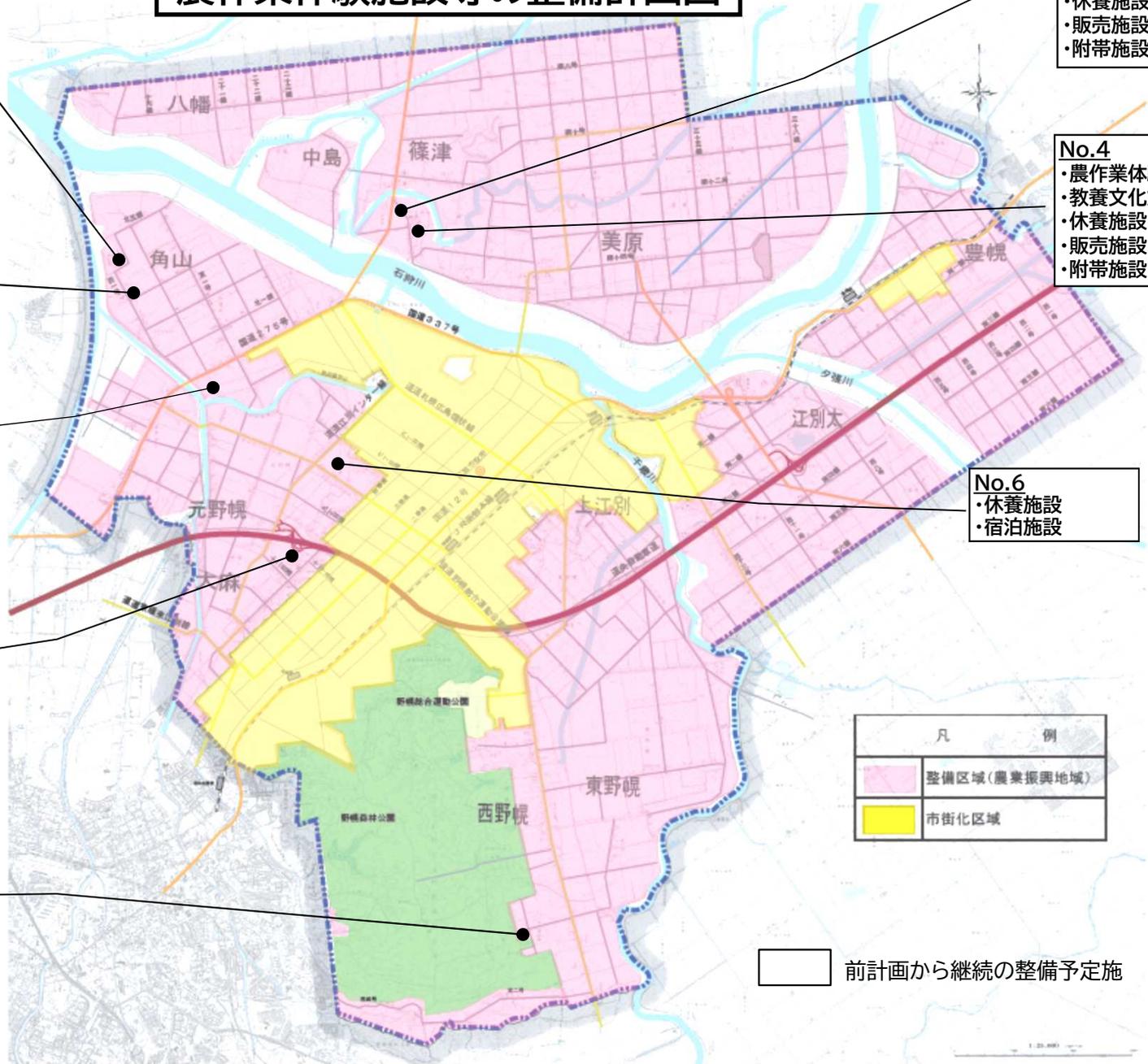


凡 例	
	整備区域(農業振興地域)
	市街化区域

農作業体験施設等の現況図



農作業体験施設等の整備計画図



- No.1**
- ・農作業体験施設
 - ・休養施設
 - ・販売施設
 - ・附帯施設

- No.4**
- ・農作業体験施設
 - ・教養文化施設
 - ・休養施設
 - ・販売施設
 - ・附帯施設

- No.6**
- ・休養施設
 - ・宿泊施設

- No.3**
- ・農作業体験施設
 - ・販売施設

- No.7**
- ・農作業体験施設
 - ・教養文化施設
 - ・休養施設
 - ・集会施設
 - ・販売施設
 - ・附帯施設

- No.8**
- ・販売施設
 - ・附帯施設

- No.5**
- ・農作業体験施設
 - ・休養施設
 - ・販売施設
 - ・附帯施設

- No.2**
- ・農作業体験施設
 - ・教養文化施設
 - ・休養施設
 - ・宿泊施設
 - ・販売施設
 - ・附帯施設

凡 例	
	整備区域(農業振興地域)
	市街化区域

前計画から継続の整備予定施